

職員の定年引上げについて

(改正内容のポイント)

- 1 地方公務員法等の改正により、職員の定年が2年に1歳ずつ、60歳から65歳まで段階的に引き上げられます(令和5年4月施行)。
- 2 定年引上げにより、職員は61歳以降も退職することなく、定年まで働き続けることが可能となります。なお、給料月額は60歳時の7割水準となります。
- 3 定年前(60歳を超えて定年年齢前まで)であっても、再任用短時間勤務を可能とする制度(定年前再任用短時間勤務制)を創設します。
- 4 原則として、60歳を超える管理職に適用される管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)を導入します。

定年引上げ早見表 (現行で60歳を定年とする職員の場合)

- ・ 定年引上げの対象となるのは、令和4年度末年齢が59歳以下の職員です。
- ・ 令和13年度までの間、定年等退職後に65歳まで暫定再任用職員(フルタイムまたは短時間)として勤務可能となります。

定年年齢	60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	令和12年度(2030)	令和13年度(2031)	令和14年度(2032)	
昭和37年度 1962.4.2生 ～ 1963.4.1生	60歳	61歳 暫定 再任用	62歳 暫定 再任用	63歳 暫定 再任用	64歳 暫定 再任用	65歳 暫定 再任用						
昭和38年度 1963.4.2生 ～ 1964.4.1生	59歳	60歳	61歳 ※定年前 再任用	62歳 暫定 再任用	63歳 暫定 再任用	64歳 暫定 再任用	65歳 暫定 再任用					
昭和39年度 1964.4.2生 ～ 1965.4.1生	58歳	59歳	60歳	61歳 ※定年前 再任用	62歳 ※定年前 再任用	63歳 暫定 再任用	64歳 暫定 再任用	65歳 暫定 再任用				
昭和40年度 1965.4.2生 ～ 1966.4.1生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 ※定年前 再任用	62歳 ※定年前 再任用	63歳 ※定年前 再任用	64歳 暫定 再任用	65歳 暫定 再任用			
昭和41年度 1966.4.2生 ～ 1967.4.1生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 ※定年前 再任用	62歳 ※定年前 再任用	63歳 ※定年前 再任用	64歳 ※定年前 再任用	65歳 暫定 再任用		
昭和42年度 1967.4.2生 ～ 1968.4.1生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 ※定年前 再任用	62歳 ※定年前 再任用	63歳 ※定年前 再任用	64歳 ※定年前 再任用	65歳 ※定年前 再任用	

- ※令和6年度以降、60歳以後定年前に退職した場合、定年相当年齢まで定年前再任用短時間勤務職員として勤務可能となります。